

二〇 関秀長書状（「浅野文書」）

関秀長、浅野長吉に、豊臣秀吉から烏山城の接收を命じられ赴いて来た旨報じる。

以上、

先尅以飛札申上候処ニ、御使ニ何方へ哉らん被成御越候与申、従御本陣飛脚罷還候条、重而申上候、那須烏山之城請取居申候へ与被仰出、俄ニ罷越有事候、爰元御用之儀御座候者、可被仰付候、従会津御帰陣、無御失念被召烈候様ニ、御取合奉頼存候、恐惶謹言、

関勝左衛門尉

（天正十八年）
八月五日

秀長（花押）

（浅野長吉）
浅弾正様

人々御中

【読み下し文】

先尅飛札を以つて申し上げ候つる処に、御使に何方へやらん御越し成なされ候と申し、御本陣より飛脚罷り還り候つるの条、重ねて申し上げ候。那須烏山の城請け取り居り申し候へと仰せ出され、俄かに罷り越し有る事に候。爰元御用の儀御座候わば、仰せ付けらるべく候。会津より御帰陣。御失念なく召し烈せられ候様に、御取合わせ頼み奉り存じ候。恐惶謹言。